令和3年斜里町議会定例会 6月定例会議 会議録 (第2号) 令和3年6月24日 (木曜日)

◎議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第4号 斜里町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定 締結について

日程第 3 議案第5号 工事請負契約 (B&G海洋センター体育館改修工事) の締結 について

日程第 4 議案第6号 斜里町コンプライアンスの推進等に関する条例の制定について

日程第 5 議案第7号 斜里町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第8号 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第9号 斜里町公共下水道設置条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第10号 斜里町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例について

日程第 9 議案第11号 令和3年度斜里町一般会計補正予算(第2回)について

日程第10 議案第12号 令和3年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1回) について

日程第11 議案第13号 令和3年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1回)について

日程第12 議案第14号 令和3年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算(第1回) について

日程第13 議案第15号 令和3年度斜里町病院事業会計補正予算(第1回)について

日程第14 議案第16号 令和3年度斜里町水道事業会計補正予算(第1回)について

◎出席議員(13名)

1番 今 井 千 春 議員 2番 小 暮 千 秋 議員 3番 久 野 聖 一 議員 4番 山 内 浩 彰 議員 5番 佐々木 健 佑 議員 6番 木 村 耕一郎 議員 7番 櫻 井 あけみ 議員 8番 宮 内 知 英 議員 9番 久 保 耕一郎 議員 10番 若 木 雅 美 議員 11番 海 道 徹 議員 12番 須 田 修一郎 議員

13番 金 盛 典 夫 議員

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

馬場 隆 町 長

北 雅裕 副町長

岡田秀明教育長

宮 山 貢 代表監査委員

増 田 泰 総務部長

髙 橋 佳 宏 民生部長

茂 木 公 司 産業部長

芝 尾 賢 司 国保病院事務部長

馬 場 龍 哉 教育部長

伊 藤 菜穂子 会計管理者

松 井 卓 哉 企画総務課長

鹿 野 能 準 財政課長

結 城 みどり 税務課長

武 山 和 人 住民生活課長

玉 置 創 司 保健福祉課長・新型コロナウイルス接種推進室長

鹿 野 美生子 こども支援課長

伊藤智哉 農務課長

森 高 志 水産林務課長

河 井 謙 商工観光課長

武 山 和 史 国保病院事務次長

菊 池 勲 生涯学習課長

村 上 隆 広 博物館長

佐々木 剛 志 公民館長

村 上 和 志 選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

 平
 田
 和
 司
 事務局長

 竹
 川
 彰
 哲
 議事係長

 鶴
 巻
 美
 奈
 書
 記

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 おはようございます。会議の前にお願いがございます。

マスク着用のまま発言をしていただくわけですけれども、マイクで拾いにくい部分がございます。実は今度新しくなったマイクが、以前のものに比べて非常に指向性が高いということですので、ちょっと口元とマイクの向きが合わないと、なかなか以前より声を拾いにくいということですので、その辺にご留意いただきまして、できるだけ近づけていただくということと合わせて、マイクと口の向きを合わせていただくということをしていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規 則第124条の規定により、須田議員、今井議員を指名いたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 諸般報告をいたします。本日、宮内議員より、遅れる旨の届出がございました。以上で、諸般の報告を終わります。

◇ 議案第4~5号 ◇

- ●金盛議長 日程第2、議案第4号、斜里町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結について、から日程第3、議案第5号、工事請負契約(B&G海洋センター体育館改修工事)の締結について、までの2件を一括議題といたします。
- ●金盛議長 内容の説明を求めます。はじめに、議案第4号について、榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 (議案第4号 内容説明 記載省略)
- ●金盛議長 次に、議案第5号について、鹿野財政課長。
- ●鹿野財政課長 (議案第5号 内容説明 記載省略)

◇ 議案第4号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第4号について、質疑を受けます。 ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第4号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第5号質疑 ◇

- ●金盛議長 続いて、議案第5号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 これをもちまして、議案第5号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第4号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。はじめに、議案第4号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号について、採決を行います。議案第4号について、原案のとおり 可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第4号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第5号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第5号について、討論採決を行います。議案第5号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号について、採決を行います。議案第5号について、原案のとおり 可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第5号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第6号~10号 ◇

- ●金盛議長 日程第4、議案第6号、斜里町コンプライアンスの推進等に関する条例の制定について、から日程第8、議案第10号、斜里町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、までの5件を一括議題といたします。
- ●金盛議長 内容の説明を求めます。はじめに、議案第6号について、松井企画総務課長。
- ●松井企画総務課長 (議案第6号 内容説明 記載省略)
- ●金盛議長 次に、議案第7号について、武山住民生活課長。
- ●武山住民生活課長 (議案第7号 内容説明 記載省略)

- ●金盛議長 次に、議案第8号について、武山住民生活課長。
- ●武山住民生活課長 (議案第8号 内容説明 記載省略)
- ●金盛議長 次に、議案第9号について、榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 (議案第9号 内容説明 記載省略)
- ●金盛議長 次に、議案第10号について、武山病院事務次長。
- ●武山病院事務次長 (議案第10号 内容説明 記載省略)

◇ 議案第6号質疑 ◇

- ●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第6号について質疑を受けます。 ご質疑ございませんか。久野議員。
- ●久野議員 大変これは重要な事項なので、確認をしたいと思うのですが、まず資料3、その中に自治基本条例との関係で、これ二つ条文があります。37条、公益通報した職員に対する、きちんとした保護というか、そういうことも含まれているのではないかと思いますけれども、その下の主な内容で、私が職員だったとして、お聞きしたいことがあるのですが、まずコンプライアンス委員会を立ち上げるときに庁内のどの部署に、まずこれがあるのか。

それから今度は、議案集の中の3ページ、第9条、職員及び事業者等は、公益通報を行うことができる、実名で行うこと、というふうに書いてあります。ただし、公益通報の事実が確実にあると信ずるに足りる根拠を審議員又は委員会に示すことができる場合は、この限りでない、ということを規定されておりますけれども、これは出した者が判断するのか、それともこれを、実名でなくても届けたものがそこで一回、そのコンプライアンス委員会で受理されて、これでは駄目ですよ、という判断で差し戻しをされて実名を書きなさいと言うのか、そこら辺の判断というのを、まず教えていただきたい。先ほどの庁内のどの部署にこれができるのかと、この2点を教えていただきたい。

- ●金盛議長 松井企画総務課長。
- ●松井企画総務課長 まず1点目、コンプライアンス委員会の構成員ということで、よろ しいでしょうか。コンプライアンス委員会の構成員につきましては、副町長を委員長とし まして、教育長を副委員長といたしまして、あとは部長職を中心に構成員するというとこ ろとしております。これが1点です。

2点目、実名ではない、公益通報の流れといいますか、というところかなと思いますけれども、原則は公益通報者の保護という観点からも実名というところが、まずは原則になろうかと思います。その上で実名ではない方、というところは当然、実名ではないので差し戻しはできないかなと、どなたかわからないので、戻しはできないかなと思います。

例えば審議員に回答が来たら、まず公益通報に真に該当するかどうかを確認して、それ が事実ならば、公益通報に該当するということであれば、客観的な証拠も含めて該当する となれば、それ以降の調査を行っていくという形になろうかと思います。

- ●金盛議長 久野議員。
- ●久野議員 そうすると、実名でなくてもその判断というのは、副町長をはじめ、そこで 審議員の方が取り上げようという姿勢であれば、実名でなくても受けるということですか。 やれるということですか。
- ●金盛議長 松井企画総務課長。
- ●松井企画総務課長 客観的な証拠があり、かつそれが事実ならば公益通報に該当するということであれば、もちろん調査、審査をしていくという形になろうかと思います。ただその方への、どなたかが不明確ですので、お答えはできないかと思いますけれども、審査、調査を行っていくという形になろうかと思います。
- ●金盛議長 久野議員。
- ●久野議員 同じく確認なのですけれども、委員会の立ち上げというのはやはり今のような案件が、そこに届いた時点ではじめて招集をするということになるということですよね。 招集をして審議しましょうということですよね。
- ●金盛議長 松井企画総務課長。
- ●松井企画総務課長 そのとおりです。通報があった段階で、委員会にかけていくという ことになろうかと思います。
- ●金盛議長 久野議員。
- ●久野議員 もう一つ不明なところがあったものですからお聞きしたいのですが、最後に働きかけ行為に対する基本的な流れで、この外部からの働きかけ行為というのは、これは具体的にどういったことなのか。私はぴんとこないところがあるので、教えてほしいのですが。

この図でいきますと対応職員とありますよね。これはどういったものに対して対応をするのか、単なるパワハラのようなことを訴えた者がいて、それに対して外部の方がいろいろなことを言っている、そういうことに対する対応をするのか、働きかけ行為の全般というか、それを詳しく教えていただきたいなと思います。

- ●金盛議長 松井企画総務課長。
- ●松井企画総務課長 働きかけ行為につきましては、議案集1ページ目の第2条第8号の方にも、概論ですけれども記載させていただいております。町の職員に対して、職務に関することで、法令等に根拠がなくて正当な理由がないのに特別な取り扱いを求める行為というところが働きかけ行為になろうかと思います。

もう一つのハラスメントに関しては、人事院規則においてもハラスメントの部分の防止 に関する人事院規則というところが定められておりますけれども、これはあくまで公益通 報と働きかけ行為の部分でございまして、ハラスメントにつきましては別立てで、また規 程を定めるように想定をしているところでございます。 ●金盛議長 ほか、ありませんか。これをもちまして、議案第6号についての質疑を終結 いたします。

◇ 議案第7号質疑 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第7号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 これをもちまして、議案第7号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第8号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第8号について質疑を行います。ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第8号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第9号質疑 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第9号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 これをもちまして、議案第9号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第10号質疑 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第10号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。木村議員。
- ●木村議員 この条例改正に当たって参考までに、いわゆる地域医療構想との絡みで病床の減少により、聞いたところによると大体一床あたり100数十万円から200数十万円の病床の減少に対して交付金が出ると、こういう状況をニュース等で知ったわけですけれども、これについてどのような形になっているのか。つまり地域医療構想、先ほども説明があったように地域医療構想で急性期、それから回復期、療養期、この部分で全体構想としては回復期を増やしましょうと、国の大きな方針があります。合わせて病床数も減らしましょうと、それに対する協力した部分について、協力した病院については先ほど申し上げましたように、いわゆる一床当たり100数十万円から200数十万円の交付金を出しましょうと、こういうふうな流れを聞いているのですけれども、この条例改正によって、うちの病院がそれの該当になるのか、それについて確認をさせていただきたい。
- ●金盛議長 武山病院事務次長。
- ●武山病院事務次長 全体的な状況等について、議員のおっしゃるとおりの病床等の内容 になっているかと思います。また、この地域医療構想を推進するための病床削減に対して

支援給付金という制度があります。令和3年度につきましては、今、整備中ということになっておりますので、金額等について変更する可能性はありますけれども、令和2年の制度におきましては、病床稼働率等に応じて、一床当たり114万円から228万円までの一床当たり交付金ということでの要綱が示されておりまして、その内容に沿って今回の国保病院の病床数の削減等を計算したところでいきますと、病床稼働率の関係等がありますので、単価につきましては、136万8千円の一床当たり単価というふうになります。削減病床16床でいきますと、およそ2200万円弱ぐらいの交付金が対象になるということに、今のところでは見込んでおります。

また、この事務関係につきましては、先週ですけれども、北海道の方から給付金申請に当たっての要望調査というか、そういった事前の調査がありまして、国保病院としては16床の減少ということで、予定をしているということで、今のところ、それを提出しているという内容になっております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。これをもちまして、議案第10号についての質疑を終 結いたします。

◇ 議案第6号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。はじめに、議案第6号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号について、採決を行います。議案第6号について、原案のとおり 可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第6号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第7号討論・採決 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第7号について、討論ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号について、採決を行います。議案第7号について、原案のとおり 可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第7号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、補正予算を伴いますので、討論採決を保留し、関連予算質疑が終結したのち、討論採決を行うことといたします。

◇ 議案第9号討論・採決 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第9号について、討論ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号について、採決を行います。議案第9号について、原案のとおり 可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第9号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第10号討論・採決 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第10号について、討論ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号について、採決を行います。議案第10号について、原案のと おり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- ●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第10号については、原案のとおり可決されました。
- ●金盛議長 ここで、暫時休憩といたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分 再開 午前11時15分

◇ 議案第11号~16号 ◇

●金盛議長 休憩を解き会議を再開いたします。

日程第9、議案第11号、令和3年度斜里町一般会計補正予算(第2回)について、から日程第14、議案第16号、令和3年度斜里町水道事業会計補正予算(第1回)について、までの6件を一括議題といたします。

●金盛議長 内容の説明を求めます。はじめに、議案第11号から議案第14号について、 鹿野財政課長。

- ●鹿野財政課長 (議案第11~14号 内容説明 記載省略)
- ●金盛議長 ここで、昼食休憩といたします。

休憩 午前11時56分 再開 午後 1時00分

- ●金盛議長 休憩を解き会議を開きます。議案第15号について、武山病院事務次長。
- ●武山病院事務次長 (議案第15号 内容説明 記載省略)
- ●金盛議長 次に、議案第16号について、榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 (議案第16号 内容説明 記載省略)

◇ 議案第11号質疑 ◇

- ●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第11号について質疑を受けます。 ご質疑ございませんか。若木議員。
- ●若木議員 予算書11ページの26目、新型コロナウイルス感染症対策事業費でお聞き します。はじめに、子育て世帯生活支援特別給付金のことです。説明資料では7ページに なります。

こちらの方は、対象者について申請が不要と、要申請という部分がありまして道から支払われるという説明をお聞きしているのですが、要申請が必要な方に対する周知はどのように行っていくか教えてください。

- ●金盛議長 鹿野こども支援課長。
- ●鹿野こども支援課長 子育て世帯に対する生活支援特別給付金の対象者への周知について、お答えいたします。説明資料の(2)の方になります。要申請の方への周知ということでお答えいたします。こちらにつきましては、まず、スケジュールともちょっと絡みますが、(1)の積極的支給については、こちらの方で把握ができますので、できるだけ早急に給付をするところでございますけれども、申請の必要な方につきましては、まずチラシ折り込み、それから個別に18歳以下のお子さんがいらっしゃる世帯、あと障がい者の世帯に対しては、個別の通知を行いたいというふうに思っています。それ以外には町ホームページ、また、その通知を送ったことについては、別なメールなどでも、ほっとメールなども通じて周知をしたいと思います。

またこの給付金は、比較的長期に及びまして申請の期間がありまして、個別通知を行った後に転入された方も対象になる可能性もありますので、戸籍の窓口において関係チラシの配布も行っていきたいと、現時点では考えております。

- ●金盛議長 若木議員。
- ●若木議員 この②の方で、家計急変者というところが、とても困っていてもこういう制

度があることがわからなくて、困ったままにならないかなという心配があったのですけれ ども、個別の対応をされるということですので積極的に進めていただきたいと思います。

関連してお聞きしたいのですが、今回、斜里町の方でクラスターが発生したことにより、 保育園、学校などが休園、休校になったのですけれども、それにより仕事を休むことになった保護者が、日ごとに収入を得ている方が、収入が減った方に対する支援が3月までは 個人へ、4月以降は事業所の方から通じてということをお聞きしましたが、どのような方 法で周知をしているか教えてください。

- ●金盛議長 鹿野こども支援課長。
- ●鹿野こども支援課長 コロナウイルス感染症の関係で仕事を休業しなくてはならなくなった場合の休業補償の分かと思いますけれども、こちらにつきましては、町の方から特段、 事業所の方に何かお知らせをしているというようなことは、現時点でございません。
- ●金盛議長 若木議員。
- ●若木議員 委員会のときには、事業所の方へ周知を行っているというふうにお聞きしたのですけれども、してないということなのですが、個人が申告しなくてはいけない、国の方に申請しなくてはいけないのであれば、個人に伝えるということも必要ですし、もし事業所であれば事業所の方がいろいろな人を手当てしながら、その方を特別休暇ということで有給にしながらお給料を払い、そしてその休んだ人を補ったその費用もやっている、それに対して国が支援してくれる仕組みなのだと思うものですから、そういう仕組みがあることを事業所にお伝えし、休まざるを得なかった方の収入はちゃんと保障しなくてはいけないですし、事業所がそれを負っているのであれば、それもきちんと事業所が国から支援を求めるように、きちんと周知すべきだと思うのですが、その点はどのようにお考えですか。
- ●金盛議長 暫時休憩といたします。着席のままお待ちください。 休憩時間を1時30分まで、再開を1時30分といたします。

休憩 午後1時14分 再開 午後1時30分

- ●金盛議長 休憩を解き会議を開きます。保留中の答弁から、河井商工観光課長。
- ●河井商工観光課長 昨年来コロナ感染拡大などによって臨時休校など、あるいは今回、 今年の5月、6月のように感染症が急に拡大して不安でお仕事の出勤を見合せたいような 方への支援策の考え方でございますが、昨年来この休業支援金というのがございますけれ ども、ただ今、商工会の方に確認いたしましたが、より条件がいいものとして雇用調整助 成金の方が支給額を含めて条件がいいということで、事業者、経営者側の方にそういった 雇用調整助成金を積極的に活用するべきだということで指導をしてきて、申請のお手伝い

をかねてから続けてきております。今回の5月に関しても同様の、基本的に対処してきているということでございまして、このような休業支援金もあるということは、商工会はもちろん承知しているのですけれども、より金額が高い方という意味で雇用調整助成金の方でやってきて、おおむね事業者の方たちにも広く知れ渡っているというふうに認識しているということでございます。

昨日、ビジネスサポート事業の一環として、この雇用調整助成金をテーマにした相談会を7月に予定しているのですけれども、それも今、議員からご指摘があったようなことへの質問に答えていくためにも設定しているということでございます。質問の趣旨に合っているかわかりませんが、そのような対応をしてきているということでございます。

●金盛議長 若木議員。

- ●若木議員 雇用継続調整助成金は仕事がなくても雇い続け、お給料を払う事業所に支援がある仕組みだと思うのですけれども、今回出勤しない、できない人の給料をそのまま払い続け、その分について継続助成金が対象となると考えていいのですか。
- ●金盛議長 河井商工観光課長。
- ●河井商工観光課長 休業手当に対しても充当することを認められておりますので、そのような活用ができるというふうに認識しているところでございます。
- ●若木議員 事業所が、より有利な補助があればということのお話だったと思うのですが、 この雇用保険を掛けていない働き方をされている方だとか、そういう方もこの雇用調整助 成金の中で、今回のような事例は全てケアできるものになっていますか。
- ●金盛議長 河井商工観光課長。
- ●河井商工観光課長 議員ご指摘のとおり、雇用調整助成金は雇用関係がありますので、いわゆる家族内経営ですとか、ごく小規模の場合ですと、活用できないようなケースはもちろんあるようではございますので、その全てがという意味ではございませんが、おおよそ規模が大きいところに関しては、雇用調整助成金の方で対応できるということでございます。
- ●金盛議長 若木議員。
- ●若木議員 規模が大きい事業所、従業員を多く抱えている方がとても大きな負担があると思いますので、この制度はとてもいいものだと思うのですが、今回のように学校、保育園に行かないことで自分の仕事を休まなくてはいけなくて、保護者の方が会社に迷惑を掛けるという思いの中で、それでも特別休暇ということで収入が守られる制度があるのであれば、これについて大きな事業体に属して、仕事で働いていない方もそういう収入が守られ、それを雇っている事業者も負担が少なくなる制度があるのであれば、これはやはり雇用調整助成金だけではなくてこういう制度もあるよということを、今回の斜里町の学校がお休み、保育園がお休みになってしまったことに関しては斜里町の事業所、斜里町から町外に働いている方もいらっしゃるかと思いますけれども、こういう周知は行うべきではな

いかと思うのですが、いかがでしょうか。

- ●金盛議長 河井商工観光課長。
- ●河井商工観光課長 議員ご指摘の事例が、現場においてどのような形で起きているかを 改めて確認させていただきまして、私からの説明では不十分なケースがあるようでござい ましたら、改めてこの休業支援金などの周知なども検討していきたいと思います。
- ●金盛議長 ほか、若木議員続きですか。若木議員。
- ●若木議員 それに関連して、これは今回の4月以降は事業所が国に申請をして、労働者は事業所からきちんと保証されるという制度に変わっているのですが、この周知がされないことで労働者の方の、働いている方の収入に変動があるままになってしまうということでは困りますので、労働者の相談窓口というのも商工観光課の方にあると思いますので、そちらの方でも広くそういう情報を拾いながら、どのような実態にあるかも把握していくべきだと思うのですがいかがでしょうか。
- ●金盛議長 河井商工観光課長。
- ●河井商工観光課長 ご指摘の点、相談窓口を商工観光課に設けておりますので、制度の 範囲内で、できることに努めてまいりたいと思います。
- ●金盛議長 ほか、櫻井議員。
- ●櫻井議員 今お話になっていた部分、直接関連するかどうか、どこの部分でというと、 もしかして国民健康保険の方かもしれないのですけれども、伺います。

今回のコロナ感染という部分で、感染された方々、保育士さん、あるいは保育園で働いている方というのは、どのような形になっていたかわからないのですけれども、直接感染されていた方、あるいは濃厚接触者として自宅待機をされた方がいらっしゃると思います。そうした方々に対して国民健康保険、あるいは社会保険の中から、その間の休業した部分に関しての申請をすれば補填というのですか、そういったのがあるというのは昨年の4月に国の方で、傷病手当が出ていると思います。

今回、濃厚接触という形で自宅待機になった方、その中には全部が正規職員だったらそうではないのですけれども、中にはパートの方だとかがいらっしゃったとしたら、そういった部分での傷病関係の手当の手続き、あるいは事業所が、それの書類を作成するときに、確かにこの方はこうやって休みましたよという部分に関しての手続き、そして医師あるいは保健所、それに関連する部分の書類が必要になってくると思うのですけれども、そういった部分での対応というのは行政関係の方ではスムーズにできているのでしょうか。行政関係というのは、保育所関係の方々はどうだったのか伺います。

- ●金盛議長 鹿野こども支援課長。
- ●鹿野こども支援課長 私の方からは保育士関係の休業補償といいますか、このたびのコロナの対応におきまして勤務を休まざるを得なかったときの給与の保障について、回答させていただきます。

保育園、保育所、それから役場の会計年度任用職員、正規職員を含めてですけれども、 このたびにつきましては、特別休暇の扱いということになっておりまして、休業補償とい うよりは休暇の扱いで、給与、報酬につきましては補償をしたところでございます。

- ●金盛議長 櫻井議員。
- ●櫻井議員 そうしましたら、コロナかもしれない、あるいはそれの恐れがあるという形で仕事を休まれる方、医師の部分のお墨つきもいるのですけれども、そういった部分で国民健康保険、あるいは社会保険の中で示されている傷病手当の適用というのは、今回は入っていないということですか。
- ●金盛議長 鹿野こども支援課長。
- ●鹿野こども支援課長 町の職員に関しましては、傷病手当金などは今回、適用させておりません。
- ●金盛議長 ほか、櫻井議員。
- ●櫻井議員 何点か伺います。一般会計の補正予算の10ページにあります、行政調査研究事業費の中で、公共施設等総合管理計画改訂業務委託料が記載されています。この公共施設等総合管理計画というのは2016年、そして2018年に改訂されていて、2040年までの25年間という計画と理解しているのですけれども、まずそこを確認します。それで間違いないですか。
- ●金盛議長 松井企画総務課長。
- ●松井企画総務課長 一番最近の改訂は令和2年6月ですけれども、その流れで改訂しているものでございます。
- ●金盛議長 櫻井議員。
- ●櫻井議員 今回この改訂に当たっての委託料、これはどれぐらいのスパンで改訂していくものなのでしょうか。2016年にこの計画ができましたという形で、私たちもそれを見ていますし、今現在計画として載っています。そのあと2018年に、この計画が改訂されているのですよ、という形で出ています。これから25年間の中でどれぐらいのスパンで改訂していくのか、あるいはその改定するポイント、きっかけ、そういったものはあるのでしょうか、伺います。
- ●金盛議長 松井企画総務課長。
- ●松井企画総務課長 今回の経過につきましては、総務省において令和3年度中に計画の 見直しを行いなさいという通達がありまして、その中で現在の町の計画に載っていない、 有形固定資産減価償却率の推移ですとか、あとは、そういった部分が必須になるという状 況でございますので、今年度改定をするというところになってございます。その何年間の スパンだとか、そういったところはないのですけれども、今回この改訂をするというとこ ろになってございます。
- ●金盛議長 櫻井議員。

- ●櫻井議員 直近で改訂したときというのは、それほど大きな改訂ではなかったというふうに思うのですけれども、今回はこれだけの委託料を支払ってやるという形になるということは、今までつくられていたフォーマットだとか、そういった部分以上のものをやっていかなければならないということの内容なのでしょうか。
- ●金盛議長 松井企画総務課長。
- ●松井企画総務課長 おっしゃるとおりでございまして、現状のうちの計画に載っている もの以上のもので、ほかに新規で必須としてあるものができると。それが先ほど申した有 形固定資産減価償却率の推移ですとか、ほかにもいろいろ情報はございますけれども、そ ういったところが追加の項目になってございます。

なお、今回の財政措置として令和3年度に限り、この総合管理計画の見直しに関する経費ですけれども、こちらに特交措置が講じられるというところもあって、今回の部分で、計画を改めて改訂したいというところになってございます。

- ●金盛議長 櫻井議員。
- ●櫻井議員 今年度中に改訂されたものはできるのでしょうか。
- ●金盛議長 企画総務課長。
- ●松井企画総務課長 今年度中の改定を目指しております。
- ●金盛議長 ほか、櫻井議員。
- ●櫻井議員 14ページの地域子ども・子育て支援事業費の、ファミリー・サポート・センター利用料助成金追加に関して伺います。

このファミリー・サポート・センターというのは、ここにもありますように預かり、子どもの潜在的待機児童を含む部分での受け皿という部分を町と社会福祉協議会でやっている事業というふうに理解しています。今回、こうやって引き上げて、なるべくその利用の促進を図りたいという部分があるのですけれども、これまでなかなか会員数は徐々に増えていて名前も広まってきたし、こういう存在もあるのだということは結構町の中に、私は広がっているなというふうに思うのですけれども、なかなか利用実態につながらない。利用実態につながらないというぐらい、やはり預かりの部分で支払う自己負担、負担分が高いという形だったのでしょうか、まずそこを伺います。

- ●金盛議長 鹿野こども支援課長。
- ●鹿野こども支援課長 ファミリー・サポート・センター事業ですけれども、平成30年度からスタートしまして、昨年度までで3年が経過いたしました。スタート時点は、どのぐらいの需要があるのか、ということが不明なところで始まりましたので、ほかの町村の利用料なども参考にしながら設定をさせていただいたところです。

このたび3年を経過したというところで、利用がなかなか伸びないことの理由というか 原因につきまして、改めて関係職員と話し合いを設けまして、課題は大きく二つで、一つ は、子どもを知らない人に預けるのが不安というのがあるということです。 もう一つは、やはり料金がちょっと高いということ、この二つというふうに捉えたところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 知らない人への不安という部分でいきましたら、これは人それぞれですし、 仕方がないかなというふうに思うのですけれども、料金が高いという部分では、私も預け た方から、少し高いよねという話は聞いておりましたので、今回こうした取り扱いをした という部分では、いいのではないかなと思います。

一方で中にはずるいという話が出てくる場合もございました。そうは言ってもこれが斜 里町の、要するに子育てのサポートという一貫性のある中では非常に必要なことだと思っ ていますし、私はこのファミリー・サポート・センターの存在、そして活動事業がまるで 子育ての中での保険のようなものというふうに、これは以前もそういうふうに考えている のだということは、この場で話しましたけれども、そうだと思っています。

ぜひ潜在的待機児童、あるいは待機児童がまだこの町にいらっしゃる。あるいは、突発的にどうしても預かってもらわなければならない、あるいは自分の仕事の関係で時間が合わないときに子どもの送り迎えをしてほしいだとか、そういう部分の要望というのは、常に持っておくべきだと思っておりますので、今後もいろいろな形、時代も変わってきますし、今回コロナ禍にあって、なおさら子育ての部分が少しし難いという方はいらっしゃると思いますし、先ほど言ったように、知らない人という部分がイコールコロナ感染だとかの心配、あるいはそういう状況、社会の同調圧力みたいなものもございますので、その辺も含めた形で広く、うちの町にはこういうサポートがあるのだよ、という部分をしっかり示していくことが必要ではないかと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

●金盛議長 鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 町としましても、この事業は臨時的な預かりでございますので、 議員がおっしゃられますとおり、子育てをしていくような保険的な事業だというふうには 考えております。全ての方が必要というものではないですが、必ず必要な方はいるという ふうに捉えているところでございます。

先ほど課題として料金もありましたけれども、知らない人に預ける不安感というのは、 やはり少しずつ、こちらの方も対応はしていかなくてはいけないというふうに考えており ます。国としてもこのファミサポ、今回コロナの対応の中で、保育園が閉まったときに、 ファミリー・サポート・センターなども活用するようにというような通知もありましたけ れども、現実的には感染が不安な中では、一対一になるような中での利用は難しかったと いうのが今回の感想でございます。

やはりいろいろな形での柔軟な利用が可能な事業というふうに思っておりますので、この不安感を和らげるような取り組みというのも、今、事業所の方とも検討しておりますの

で、周知はだんだん進んでいるかと思いますので、次は利用につなげるような取り組みを 進めていきたいというふうに考えております。

- ●金盛議長 若木議員。
- ●若木議員 15ページの農業振興費の病害虫防除対策事業費に関連してお聞きします。 こちらの方は町内に発生しました、シロシストセンチュウの対策に関わる支出だと思うの ですが、町内に大きな看板を設置し、農家さんのところにも畑に入らないでね、というの をやっているのですが、こちらの方は、国からの補助事業の中で設置されているものでし ょうか。
- ●金盛議長 伊藤農務課長。
- ●伊藤農務課長 圃場に入らないでという啓発の看板につきましては、昨年度から取り組んでおりますけれども、これにつきましては病害虫の、北海道からの委託金を財源にして設置しているところでございます。
- ●金盛議長 若木議員。
- ●若木議員 とてもやわらかな感じの中で観光客の方が目にしてもらえるような、とても良い看板だと私は思っているのですが、こちらの方は、今年においても農家の方に配布があるというふうにお聞きしたのですが、こちらの方は今後もこういうふうに続けていくのか、今回で最後なのか、その考え方を教えてください。
- ●金盛議長 伊藤農務課長。
- ●伊藤農務課長 基本的に昨年度、たしか農家一戸につき2枚ほど配布させていただいております。その後かなり需要が、もう少し欲しいという需要がありましたので、今年度さらにまた2枚ほど追加することになっております。基本的には今年度で終了する予定ですけれども、またニーズに応えるべく、枚数を増やすような要望がございましたら検討していきたいというふうに思っております。
- 金盛議長 若木議員。
- ●若木議員 要望があることで、この事業の中でできるということは良かったと思うのですが、大きな看板は保守点検というのですか、風があったりだとか、大きな事故にもつながる心配があるのですが、こちらの方はどのようにされているのか、保守などが発生した場合は、町の方で費用が発生するのか、その点確認させてください。
- ●金盛議長 伊藤農務課長。
- ●伊藤農務課長 実は現実的に、最近来運地区に建てました大型看板が破損しているのが見つかりました。これについては、基礎も若干動いているという状況でございますので、速やかにこちらの方で対応したところでございます。今後につきましても可能な限り、大型看板の破損については対応してまいりたいと考えております。
- ●金盛議長 若木議員。
- ●若木議員 定期的に、大きな事故につながる前に確認をお願いします。

以前も質問したのですが、観光協会などのホームページに、この畑に入らないでをPR してほしいということで、今とてもかわいらしい感じで入っているのが確認できるのです が、斜里町においてもPRのはがきなどがあるというのは知っているのですが、これはど のような形で観光を、斜里町を訪れる方に渡すようなことになっているのか、確認させて ください。

- ●金盛議長 伊藤農務課長。
- ●伊藤農務課長 現在の利用状況につきましては、主な観光の施設に備え置きをして、そこで配布をしたり、手元に取っていただくようなことで、今のところはそういった対応をしているところでございます。
- ●金盛議長 ほか、櫻井議員。
- ●櫻井議員 予算書17ページの社会教育費、博物館費に関して伺います。説明資料では14ページになります。まず、旧役場庁舎、先ほどの公共施設に関連しても出てくるのですけれども、旧図書館、公共施設の総合管理計画の中では、旧図書館という形での名称になっておりますが、旧役場庁舎の保存活用の検討事業という部分に関して、これは町として今後保存すべきか、保存は無理なのかということを検討するための事業なのでしょうか、そこだけ伺います。
- ●金盛議長 村上博物館長。
- ●村上博物館長 旧役場庁舎の保存活用検討事業につきましては、こちらの施設として今博物館で管理しておりまして、現状では保存活用は特に図られていないのですけれども、内部を保存活用するとすれば、どういうふうに活用できるのかということの検討のための事業でございます。
- ●金盛議長 櫻井議員。
- ●櫻井議員 建物を町が管理しているものだと思います。町が管理している、旧図書館という形になってからは、今後の利用の仕方という部分は非常にいろいろなところから声も出ていますし、まだ図書館だったときから、今後、新しい図書館ができたときにはその後はどうなるのだという検討はされていなかったと思うのです、一切。ここに来て、保存活用という部分で出ているのはいいのですけれども、保存に向けた取り組みとしてやっていくという部分が書かれていますけれども、先ほど説明にもありましたけれども、やっていく中で、これはやはり保存した方がいいな、悪いなという部分を決める事業の、これを3年間やっていくという部分、その流れというのはどういうふうに今事業の計画になっているのでしょうか。今ここで示されているのは、試行的に内部利用を行う。写真展、町民交流会、演劇・ライブ等・流氷観測等実施とありますけれども、具体的にこういったものが本当に実施されて、その実施された部分で、それが良かった悪かったというジャッジを町が下すというふうに考えていいのですか。
- ●金盛議長 村上博物館長。

●村上博物館館長 博物館としましては、まずは保存活用の検討ということを想定しているのですけれども、合わせて町全体としてこの施設を保存していくかどうかということは、 先ほど櫻井議員からご指摘があった公共施設総合管理の計画の中でも話し合っていかなければいけないことですし、並行してそちらも議論しています。

この事業の中でも、令和6から7年度に町の文化財指定などを想定と書いてありますけれども、現段階で文化財指定がいいというふうに決めたわけではないのです。保存活用していく中で、例えばそういうことも一つの選択肢として考えていったらどうかだとか、いろいろな可能性を踏まえて今後検討していくということでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 その検討を私から見れば、ここまでいろいろ老朽化がかなり進んでいると思いますから、それを何年、図書館として使われなくなった後、随分長いことほったらかしになるのだなという感覚はございました。それを今回、博物館の中で取り扱うという部分なのですけれども、予算的には今回計上されているのは、おそらくこれは、中の片づけになるのかなと思うのですけれども、中を片づけて、なおかつ今、全部止められている水なり電気なりという部分を通電したり、通水したりしてやっていく。それで、ここに書いてある試行的な内部利用という部分に使われていくと思うのです。

試行的にやっていく、そして町民の方々がやっていくという取り組みに関しては、全面的にいいと思っているのですけれども、ここは町の、要するに公共施設です。今後どういう形でやっていくかという、ある程度町が本当に10年だとか、また10年は使ってみようとか、そういう施設の利用よりも管理をしていくというスパンをきちんと決めなければ、先ほど言っていたように、文化財指定にするのであれば屋根の改修もあります。それから耐震補修が絶対必要な建物です。そういった部分まで、経済的に考えていくスパンを残して、余力を残して取り組む事業なのか。

それとも3年やってみて、何かこういろいろな活用ができればいいなという中で、何かこれいけそうだぞとなったときにもやはり何年も使っていける施設ではないということで、それなりの対応を、行政施策としてやっていかなければならないことが出てくるわけです。それを踏まえた上での年次計画なりも、具体的には全然出ていませんので、その辺をしっかりする必要があるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

●金盛議長 村上博物館長。

●村上博物館館長 今、櫻井議員がおっしゃっておりました、将来的にずっと保存していくとすれば耐震も必要となってくるということなのですけれども、それも含めてどうするのかというのが微妙なところで、例えば、用途を変更しなければ耐震をしなくてもそのまま保存しておくことは、一応可能という専門家の見解もありますので、やはりその、例えば大きな改修をするとなると費用もそれなりに掛かってしまいますし、何回か試行してい

く中で、これはやはり貴重なものなのでその費用を掛けてもずっと保存していった方がいいだとか、そういう鶏が先か卵が先かになってしまいますけれども、その試行の中でそういうことも議論の材料になっていくのではないかなというふうに考えています。

●金盛議長 櫻井議員。

うお話もございました。

●櫻井議員 なかなか町のものという、これが例えば個人の所有のものでしたら、個人の方の範ちゅうで5年ぐらい好きに使っていいよだとかというやり方もあると思うのです。でも、町の町有財産です。そこの中で、今後どうするかという部分がなかなか見極められていないという形の中で、動き出してというところに私は少し危うさというのを感じます。朱円の農作業の道具を展示という部分も、当初、朱円の学校の跡を、そういう農業のいろいろな収蔵品を集めて展示する部分では、本当に町の方の説明の中には民間の方も少し入って、あそこを開放して、いろいろな活用の計画が、当時の博物館長の口からも私はこの場で聞いていますし、幅広く地域の一つのミュージアム的な要素を持たせて活用していくのだというお話でした。その展示の仕方もいろいろなところに行って勉強してきたとい

しかし今現在、あまりそこで語られたような利用の仕方はされていないわけです。そのまま維持管理していかなければならないという状態になっていますので、こうした部分のなかなか難しいとは思いますけれども、これが、来年はどうなっている、再来年はどうなっている、そしてその3年後どういう、何をもってしてこれは保存すべきか、そうではないかというのを推しはかるのかという部分のラインもなかなか見えないという中では、もう少し慎重に丁寧に行政としてやるべきことの立ち位置ですね。管理をしっかりやっていけるという部分を明確にしていかなければ、なかなか難しいのではないかというふうに思っていますが、再度いかがでしょうか。

- ●金盛議長 村上博物館長。
- ●村上博物館長 櫻井議員のおっしゃるとおり、町としてこれからどういうふうに、それ ぞれの施設をきちんと保存するなり活用するなりしていくのかということを決めることは 重要だと私も考えております。

ただ、なかなか長期的、やはり一番大きいのはその費用的にどれぐらいそれに掛かるか というところ、それからそこにかかる人員の問題もありますので、まずは可能なところを 探っていくというところからスタートするしかないのかなと、この事業についてはそうい う考え方で企画しております。

- ●金盛議長 ほか、ありませんか。木村議員。
- ●木村議員 私は昨日の調査報告に関連して、16ページの、これは特別会計で聞いてもいいのですけれども、下水道会計の繰り出しに関連して、いわゆる昨日の町長の町政報告では下水道についてはですよ、消費税率変更時の税率適用を誤って認識し申告していた、こういう報告がありました。これを単純にぱんと考えてしまうと、ケアレスミスをやった

のかと、こんな思いでいるのですけれども、単純なケアレスミスはないだろうと、どう見てもよくわからないというか、町政報告だけではよくわからないので、中身が。この税率を誤って適用、誤って申告と、もう少し2270万円の誤りの原因が何であったのか、詳しくご説明をいただきたい。

- ●金盛議長 榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 昨日の町政報告の内容を詳しくということでございますので、詳しく説明をさせていただきたいと思います。

税率の変更が今、基準が平成26年に5%から8%に消費税率が変わってございます。 それで、税率変更以降の特定収入に関わる課税仕入れなどの税額を算出するときには過去 の、今現在でいくと過去の整備に関わる起債の元金償還などに対して、従前の消費税率を 乗じなければならないというふうになっております。ところが誤って、その当時26年以 降ですと8%になっていますので、8%の税率を乗じて計算して申告したことによって税 率が、消費税額が、納める消費税額が過大になったということでございます。

- ●金盛議長 木村議員。
- ●木村議員 なるほど大体わかってきました。いわゆる特定収入、町から助成金をいただいて償還財源に充てると、こういう流れになっている。基本的には、いわゆる償還財源、これは建設改良分の起債を起こして、それを償還したと理解してよろしいかどうか。まず、これについてお答えいただきたい。
- ●金盛議長 榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 はい、そのとおりでございます。
- ●金盛議長 木村議員。
- ●木村議員 そうであれば建設改良時のパーセンテージを用いる、そこで払っていないわけですから。いわゆるそのパーセンテージのずれ、時差というか、それが起きたと理解するのですけれども、そういう理解でよろしいか。
- ●金盛議長 榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 その当時のルールは、今でいくと8%のときもありますし、5%のときもあります。そのときの、借り入れたときの税率、いわゆる起債を起こした時の税率を適用すべきところを、今であれば10%、令和元年以前であれば8%を使用してしまったというところでございます。
- ●金盛議長 木村議員。
- ●木村議員 なぜそんなことを聞くかというと、特定収入に対する補助金の在り方、これに消費税をどうリンクしてどう払うかと、この基本的な部分なのです。今、課長が答弁したように、いわゆる本来はその時に払ってしまえば一番いいのです。ところが起債を起こして払っているわけです。いわゆる直接補助金を、その時にもらったと同じ扱いなのです、考え方は。そういうふうに取らなければならない。それを、いわゆる誤認をしてしまった

という形なのですけれども、もう一方では、いわゆる特定収入割合というのがあって、全体の特定収入が5%を超えると、調整係数を用いて計算しなければならないという状態にあるのですけれども、水道については5%を超えているという実態にあるのかどうか、そこら辺についてもお答えをいただきたいと思います。

- ●金盛議長 榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 下水道でよろしいでしょうか。下水道については5%を超えております。
- ●金盛議長 木村議員。
- ●木村議員 そうすると調整計算、これをきちんと行っていると理解してよろしいのですね。
- ●金盛議長 榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 はい。そのとおりでございます。
- ●金盛議長 木村議員。
- ●木村議員 調整計算を行っているうちに、実は必ずしも町からの助成金、これが全て消費税の対象という形にはならないのです。何を言いたいかというと、いわゆる特定収入以外の助成金の中でですよ、特定収入と特定収入以外に分かれるのです。特定収入以外は何かと言ったら、例えば利息分だとか、人件費分だとか、土地譲渡分だとか、これが入ってくる。普通の市町村は繰入要綱をしっかりつくって、そこで分離するのです。そこによって節税が生まれるのです。うちの町としてはそういうふうな仕組みにというか、そういう申告方法をやっているのかどうかについて、お知らせいただきたい。
- ●金盛議長 榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 今、木村議員のお尋ねの事項については、そういう定めをつくっておりません。定めがないということでございます。
- ●金盛議長 木村議員。
- ●木村議員 今後、やはりそういう定めをつくっておくことが、節税対策になったり、それから会計の明確化にもなったりするわけですから、下水道はこれから起業会計になるわけですので、そこらも視野に入れながらしっかりとした体系をつくっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ●金盛議長 榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 今のご意見を踏まえて、今後もチェック体制に努めて、誤りのないよう に進めていきたいと思っております。
- ●金盛議長 ほか、ありませんか。櫻井議員。
- ●櫻井議員 8ページの財産売払収入に関して伺います。前回もこの町有財産の売り払いという部分に関しては、私は町の貴重な財産の売り払い、あるいは町の土地を、建物を買っていただく方が、この町でいい形で、例えばそこで事業をやっていただくという形が本当にいいことだというふうに思っていますので、余計に、現在起きているような越川、あ

るいは休養村で起きている部分が、少し残念だという部分がございますので、残念なことがこれからなくなるようにと思いまして伺います。

今回の161万8千円に関連しての売り払いの場所、これは峰浜だと思うのですけれど も、今資料がないので確認させていただきますけれども、これは峰浜の住宅だったところ で間違いありませんか。

- ●金盛議長 鹿野財政課長。
- ●鹿野財政課長 今回の売り払いの土地につきましては、今ご指摘のとおり峰浜の住宅になります。なお、峰浜の住宅のうち、旧校長住宅ということで活用していた部分でございまして、旧学校用地から一つ区分が離れた土地ということになります。
- ●金盛議長 櫻井議員。
- ●櫻井議員 以前、議案の説明のときに、ここの資料をいただいたのですけれども、今皆さんには渡っていないと思いますが、当初、平成30年にここの売却という部分で全町にチラシが入っています。そこのチラシに示されていた土地の面積というのが、約1200平方メートルあったと思います。今回、売り払われた面積というのが660平米ぐらいです。これはおそらく分筆されて、今回の売買契約に至ったと思うのですけれども、ここで当初売り払い、公売をかけていたわけですけれども、そこの土地が半分近くになってしまった。それは、もしかしたら買った方の都合もございますし、売った方のという形になるのですけれども、この後、この残った用地というのはどういうふうになるのでしょうか。

もう1点伺います。チラシを出して、ここを売りますよというふうに出したときと、な ぜこんなに変わってしまったのかという部分を伺います。

- ●金盛議長 鹿野財政課長。
- ●鹿野財政課長 今、議員からお話があったように、当初、この土地につきましては一括ということで売却を目指したところでございました。その当時の売却の面積につきましては、1188平米ということで非常に広大な土地だったということもございます。それで今回購入を希望された方というのは、現在、旧教員住宅ということでお借りになった、つまりすでにお住まいの方からのご希望ということでお話をいただいたところでございますけれども、今回、その点についての当初、平成30年のときには、本人はご購入をされないということであったのですけれども、このたびご本人の希望をいただいた。

ただし、その際に非常に広大な敷地でございますので、今回の売買の区域でございますけれども、約半分の土地だけということにならないかということでご相談をいただいたところでございます。これに対しましては通常でいうと、そういうことというのは対応しない部分というのがございますけれども、今回で言いますと、非常に広大な土地なものですから、これを半分に分けてというふうにした場合でも約530平米ということで、100数十坪の土地が残るということになりますので、別途分けて売却することも可能ということで、今回そういう判断をさせていただいたということになります。

- ●金盛議長 櫻井議員。
- ●櫻井議員 そうしましたら、これを分けた部分というのは別途販売、また公募をかけて いくのですか。
- ●金盛議長 鹿野財政課長。
- ●鹿野財政課長 このことにつきましては、今後売却も含めて有効な活用を図っていくということの想定をしております。
- ●金盛議長 櫻井議員。
- ●櫻井議員 ここの土地の所在地が、家の場合は61番地1になっています。土地の所在地が61番地1のうちというふうになっているのですけれども、これはこの状態で今後、おそらく登記の手続きを、もうされているかもしれないのですけれども、どういうような表記、番地になっていくのかお知らせください。
- ●金盛議長 鹿野財政課長。
- ●鹿野財政課長 こちらにつきましては先ほどのお話した経過でございまして、既に測量会社も含めて測量も終了しているというふうな状態でございます。ただ登記につきましては、現在手続中ということでございまして、先ほどお話があった峰浜61番地1のうちというふうな記載になっているという状態でございます。
- ●金盛議長 櫻井議員。
- ●櫻井議員 ここの土地を含めて、売却というのは本当に難しいというのは、当初、町有財産である町有地を売却するということでいいなと、いろいろな活用のパターンがあっていいなというふうに私も捉えていました、4、5年前ですね。実際にその売却のシステムをずっとやっていきますと、いろいろな問題が出てきている。それは非常にちょっと残念なことというふうに私は捉えていますし、買ってくれた方も、そして町の財産として売る側の町の状態もなかなか大変だろうなというふうに思っていますので、今後、私ばかりではなく、今まで議会の中でもずっとそういった話が出ていました。ぜひもう少し丁寧にやっていくべきではないのかなというふうに思っています。

今回買われた方も、購入をやめたという部分の一つの理由が土地の表示価格が間違っていた。これ私、当時のチラシを家の中で探しましたら残っていましたので見ました。ほかの越川を含めて、いろいろなところが出ていた中でここの土地が出ていました。その価格を見て、実際はそれよりもずっと高い価格を買いに行ったら言われてしまって、そこで断念せざるを得なかったという話も、その当時伺っておりますので、そういったことがないように、しっかりと対応していくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- ●金盛議長 増田総務部長。
- ●増田総務部長 町有地の売却について、さまざまな意味で詰めが甘い部分があったかと 思います。その点は今後慎重に取り扱っていきたいと思っております。
- ●金盛議長 ほか、ありませんか。櫻井議員。

- ●櫻井議員 ウトロの教員住宅に関連して一つ確認させてください。この設計は昨年実施されています。昨年の設計実施によって、この建設金額が出ているわけですけれども、今回、春ごろから非常に木材の価格というのが大きな高騰を見せています。ウッドショックだとかという、現在名前がついていて本当に建設業界は行ったり来たり大変な状態になっていると聞いているのですけれども、この建設価格という場合は、これから実際やっていく中で、この価格で大丈夫なのでしょうか。かなりの高騰という部分を聞いていますので、それがもしも原因でまた伸びたというと嫌なのでそれだけ確認させてください。
- ●金盛議長 菊池生涯学習課長。
- ●菊池生涯学習課長 昨年度、このウトロの教員住宅、議会で承認していただきまして、 9月定例会議だったのですけれども、そのときの建設工事費というのは5600万円だっ たのですけれども、それを全て更正させていただきまして、ゼロということで今年度新た に仕切り直してということでございます。

議員がおっしゃったとおり、令和2年度、実施設計を行いまして、最終的に実施設計の中で工事費を積算していく中で、今回のこの6526万円ということで、昨年より926万円ほど工事費が増額になったというところでありまして、今後、この予算の中で建設していくということになりますけれども、大丈夫か大丈夫ではないかというところはあるのですけれども、昨年度から約900万円増額になっているので、この分でどうにか建設できないかというところでございます。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第11号 の質疑を終結いたします。

◇ 議案第12号質疑 ◇

- ●金盛議長 続いて、議案第12号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 ないようですので、これをもちまして、議案第12号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第13号質疑 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第13号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 ないようですので、これをもちまして、議案第13号の質疑を終結いたしま す。

◇ 議案第14号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第14号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第14号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第15号質疑 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第15号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。木 村議員。
- ●木村議員 これも先ほど下水道でも聞きましたので、病院なのですけれども、病院の消費税の絡み、あまり病院については消費税のイメージというか、あまり直接的な影響は少ないのかなと思っておりましたけれども、病院事業についても過少納付になっている。こういうふうな形で102万円ほどになっているのですけれども、なぜそういうふうになったのかの内訳について、ぜひお知らせいただきたい。
- ●武山病院事務次長 先ほど、一般会計の質疑の中で触れられていましたとおり、病院事業会計の今回の修正内容につきましては、先ほどお話がありました建設改良費に関わる起債の償還と、医療機器のリース料等の償還に関わる一般会計からの負担について、こちらの認識が甘かったということになりますけれども、特定収入の扱いにならないということで考えて申告をこの間行っておりました。

ただ税務署の方から確認がありまして、建設改良費の起債償還、あるいは医療機器リースの償還に関わる一般会計等の補助については、特定収入の扱いになるのだという確認がされまして、それに伴って税額の修正を確認したところを、今回のような過少申告により追徴というか、その追加納付が必要になったという中身になっております。

中身につきましては、5年間の遡及ということにはなりますけれども、実は平成29年度の申告につきましては、前2年度の課税収入が5千万円を切っていたということもありまして、平成29年度に限って簡易課税方式で申告を行っておりまして、ここの部分については、税額の計算をした中では修正が必要なかったということになっております。平成27年、平成28年、平成30年、令和元年度の4年間について改めて確認したところ、過少申告になっているということで、今回、修正申告に対応する予算を計上させていただいたという中身になっております。

●金盛議長 ほか、ございませんか。なければこれをもちまして、議案第15号の質疑を 終結いたします。

◇ 議案第16号質疑 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第16号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。木 村議員。
- ●木村議員 これも下水道、病院に続いて水道の、いわゆる消費税の、これは病院と同じ 過小申告という部分なのですけれども、これについて、いわゆる5年間にわたって遡及が

できるのですけれども、年度別の過少申告内容、おそらく過少申告をしているのだろうな と思うのですけれども、年度別の部分と、それから先ほども言いましたように、調整計算 の必要があるか無いかのラインである5%を超えているかどうか、合わせてご説明をいた だきたいと思います。

- ●金盛議長 榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 調整計算については、5%以上でございますので調整をさせていただいております。年度別の内訳でございますけれども、平成27年、28年度分におきましては、浄水場などを建設した時の辺地債を一般会計を通じて見返り分をいただいておりますので、その分が特定収入ではないというふうに私どもは見ていたのですけれども、それが特定収入であるというふうに指摘をされたものですから、それについて修正申告をする。

あと29、30、31年度については、また一般会計からいただいております水質安全 対策分、いわゆる浄水場建設時のものでございますけれども、それに対しても同様な考え 方になると、特定収入に該当するということを指摘されまして、それについて修正申告を するという内容でございます。

- ●金盛議長 木村議員。
- ●木村議員 27年、28年の辺地債と、29年の水質安全対策分についても、これは基本的に建設改良分なのです。どう転んでも100人が100人見てもそうですから、これは確実に消費税対象になるわけであって、先ほども申し上げたように人件費の分ではないし、また金利の分でもない。いずれにしてもそこら辺は、むしろ明確に解釈をするべきだと思います。

そういう解釈の不適切さというか、そういうものをやはり守るためにも、町長は事務処理において専門的知見の活用を含めた対応も検討したいと町政報告で述べております。この専門的知見の活用について、町はどのような対応をしようとしているのか、もう少し具体的にご説明をいただきたいと思います。

- ●金盛議長 榎本水道課長。
- ●榎本水道課長 はっきりしたことは今後の検討課題でございますけれども、今のところ考えておりますのは、自治体の会計、いわゆる公営企業会計に詳しい税理士さんだとかを想定した中で、活用させていただける人材がいらっしゃる事業者があれば、今後は来年度以降、対応させていただきたいなと思っております。
- ●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第16号 の質疑を終結いたします。

◇ 議案第8号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。はじめに、保留しておりました議案第8号 の討論採決を行います。議案第8号について、討論ございませんか。 (「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号について、採決を行います。議案第8号について、原案のとおり 可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第8号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第11号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第11号について、討論採決を行います。議案第11号について、 討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号について、採決を行います。議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第11号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第12号討論・採決 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第12号について、討論ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号について、採決を行います。議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第12号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第13号討論・採決 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第13号について、討論ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号について、採決を行います。議案第13号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第13号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第14号討論・採決 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第14号について、討論ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号について、採決を行います。議案第14号について、原案のと おり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第14号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第15号討論・採決 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第15号について、討論ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号について、採決を行います。議案第15号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第15号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第16号討論・採決 ◇

- ●金盛議長 次に、議案第16号について、討論ございませんか。 (「なし」という声あり。)
- ●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号について、採決を行います。議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第16号については、原案のとおり可決されました。

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日はこれをもちまして、散会といたします。

午後2時35分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員